

地方独立行政法人知多半島総合医療機構の理事長の内定について 【半田市立半田病院・常滑市民病院】

令和7年4月1日に半田病院・常滑市民病院は、地方独立行政法人化し「知多半島総合医療機構」を設立する予定です。

地方独立行政法人の理事長は、令和5年6月に策定した地方独立行政法人知多半島総合医療機構の定款において、「半田市長及び常滑市長が協議のうえ、半田市長が任命する」としているため、両市長により協議をした結果、別添の者を理事長に内定いたしました。

今後は、新機構の当該理事長内定者を中心として、両病院の地方独立行政法人化・経営統合に向け準備を進めてまいります。

○理事長の主な役割

- (1) 法人を代表し、その業務を総理する（法 13 条）
- (2) 任期は4年（定款 11 条）
- (3) 副理事長、理事及び職員の任命（法 14 条）
- (4) 理事会の運営（定款 14 条）

○理事長の任命に関する主な規定

【地方独立行政法人法（法 14 条第 1 項）の規定】

- (1) 法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- (2) 法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

【定款（9 条）】

「理事長は、半田市長及び常滑市長が協議のうえ、半田市長が任命する」

○理事長の選任に関するスケジュールについて

令和6年4月30日 両市長による協議

令和6年5月8日 両市議会各議員へ情報提供

令和6年5月9日 両市報道機関へ情報提供

○法人組織について

知多半島総合医療機構の組織体系を図にまとめたものです。

理事長は、副理事長、理事のほか、法人職員を任命し、設立団体（両市）は、監事及び会計監査人を任命します。

